

○熊本県病虫害防除員規程

(昭和 27 年 3 月 27 日訓令第 401 号)

改正 昭和 31 年 6 月 13 日訓令第 1314 号 平成 10 年 10 月 14 日訓令第 34 号

令和 2 年 3 月 25 日訓令第 3 号

熊本県病虫害防除員規程を次のように定める。

熊本県病虫害防除員規程

(目的)

第 1 条 この規程は、病虫害の発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため設置する病虫害防除員(以下「防除員」という。)に必要な事項を定めることを目的とする。

(任命の方法)

第 2 条 防除員は、市町村長が提出した病虫害防除員推薦書(別記様式)に記載された者のうちから、知事が任命する。

(任務)

第 3 条 防除員は、知事の命を受け、区域内における病虫害の発生状況を巡視し、発生予察の情報を集め、又は警報、速報その他必要な事項の伝達を行い、病虫害の防除については、各種団体と密接な連絡をとり、これに協力して防除実施の推進を図る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 31 年 6 月 13 日訓令第 1314 号)

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 31 年 3 月 24 日から適用する。

附 則(平成 10 年 10 月 14 日訓令第 34 号)

この訓令は、平成 10 年 10 月 15 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 25 日訓令第 3 号)

- 1 この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の熊本県病虫害防除員規程の規定により提出されている推薦書その他の書類は、改正後の熊本県病虫害防除員規程の規定により提出された推薦書その他の書類とみなす。

別記様式(第 2 条関係)

病虫害防除員推薦書

[別紙参照]